

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成28年1月

三 重 県

目次

第1 協同農業普及事業の運営にかかる基本的事項	・・・ 1
1 協同農業普及事業の推進方向	
2 普及指導員の役割	
(1) スペシャリスト機能	
(2) コーディネート機能	
第2 普及指導活動の課題	・・・ 2
1 普及指導活動の課題	
(1) 安全・安心な農産物の安定的な供給に向けて	
(2) 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立に向けて	
(3) 地域の特性を活かした農村の振興と多面的機能の維持発揮に向けて	
(4) 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に向けて	
2 課題の設定	
第3 普及指導員の配置に関する事項	・・・ 4
1 農業改良普及センターの設置	
2 普及指導員の配置に対する考え方	
(1) 普及指導員の専門項目	
(2) 普及指導員の配置	
3 農業革新支援専門員の配置に対する考え方	
4 効率的・効果的な普及指導活動の体制	
(1) 中央普及センター	
(2) 地域普及センター	
第4 普及指導員の資質の向上に関する事項	・・・ 6
1 人材育成計画	
2 向上を図るべき資質	
3 資質向上の方法	

- (1) 研修体系
- (2) 研修の計画的な実施
- (3) 研修の方法
- (4) 留意事項

第5 普及指導活動の方法に関する事項 . . . 8

1 農業支援の充実・強化

- (1) 普及指導活動対象の重点化
- (2) 研究開発への積極的な参加
- (3) プロジェクト活動
- (4) 公的機関が担うべき分野の取組強化
- (5) 民間活力の活用推進
- (6) 調査研究の実施及びその成果の活用
- (7) 先進的な農業者とのパートナーシップの構築
- (8) ICTを活用した普及指導活動の展開
- (9) 都道府県間の連携
- (10) 農業大学校との連携による農業者の育成・強化

2 普及指導活動の効果的な運営

- (1) 普及指導計画の策定
- (2) 外部評価の実施と普及指導活動計画の改善等
- (3) 研修教育の充実強化

第6 その他協同農業普及事業に関連する事項 . . . 13

第1 協同農業普及事業の運営にかかる基本的事項

1 協同農業普及事業の推進方向

国は「食料・農業・農村基本法」に基づく、新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月閣議決定）において、農業の構造改革、国内外の新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を進める産業政策と、農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を展開することとしています。

また、三重県では「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（平成二十二年十二月二十八日条例第五十九号）」（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づく基本計画において、食と農業及び農村を取り巻く情勢の変化と、食や農に対する県民の多様化する期待に対応し、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立に向け施策を推進することとしています。

そして、三重県の農業及び農村の活性化に向けて、食産業の核となる「もうかる農業」の実現に向けた取組の展開、農業の未来を切り拓く創造的農業経営に向けた人材の育成、「協創」による持続的な地域活動の展開の3つの視点から、次の4つの基本施策の達成を目指しています。

- (1) 安全・安心な農産物の安定的な供給
- (2) 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立
- (3) 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮
- (4) 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

これら基本施策の達成を目指して、協同農業普及事業においては、農業者・市町・関係団体等との対話を通じて、普及指導活動の役割を精査し、適切な役割分担のもと、農業者の経営意欲の増進や経営能力の向上を図りつつ、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を活かした経営の複合化及び多角化の促進に向けた支援、就農希望者や新規就農者をはじめ農業への新規参入者の技術・経営手法の習得等に向けた重点支援を行うとともに、農村の資源を有効に活用して行う集落や産地等の農村地域団体による主体的な計画・取組に対して、総合的かつ効果的な支援を行うことを通じて、効率的・安定的な農業経営の実現と地域の特性に応じた農業振興を図る農業者等を育成していきます。

2 普及指導員の役割

普及指導員は、農業及び農村の活性化に向け、農業者や農村地域団体等に直接接し、活動を行います。また、農業者や農村地域団体等の抱える課題解決に向け、専門性や調整力を活かし、主体的に取り組むよう喚起・促進します。そして、主体的に取り組む農業者や農村地域団体が、他の農業者や農村地域団体に知識やノウハウ等を波及させるような人材となるように支援を行います。

そのために普及指導員は、スペシャリスト機能とコーディネート機能の発揮等を通じて、市町、関係団体等多様な主体と連携・協働を図りながら、効率的に支援を行います。

さらに、普及指導員の相互連携のもと、組織力を生かした支援を行います。

(1) スペシャリスト機能

農業生産・加工に関する高度な技術的課題や農業経営上の課題の解決を図る機能であり、試験研究機関等と連携した実証試験や農場展示等の方策により、これらの課題に対応した技術導入支援や経営診断・分析による経営改善支援活動を行います。

(2) コーディネート機能

新たな仕組みづくり等、地域農業や農村地域の構造的な改革が必要な課題の解決を図る機能であり、先導的な役割を担う農業者や農村地域団体等に働きかけ、地域内外の関係機関との連携体制の構築や、関係者の合意形成、課題の明確化、対応方策の策定といった支援活動を行います。

第2 普及指導活動の課題

1 普及指導活動の課題

条例に基づく基本方針の達成に向け、4つの基本施策に基づき課題設定を行い、効率的かつ効果的な普及指導活動を推進します。また、農業者や農村地域団体等に直接接して普及指導活動の課題解決に取り組むなかで、潜在的な課題を発見し、改善・提案を行うことで、農業者や農村地域団体等が自ら行動を起こす普及指導活動を推進します。

(1) 安全・安心な農産物の安定的な供給に向けて

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的かつ効率的に生産・供給するため、需要に対応できる産地の強化、新たな産地形成及びGAP等の生産工程管理の推進による安全・安心の確保に対する普及指導活動を展開し、多様化するニーズに的確に対応できる体制づくりや環境整備に向け、市町・JA等関係機関と連携した支援を行います。

(2) 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立に向けて

意欲と経営感覚にあふれ、雇用力のある多様な農業経営体を育成するため、認定農業者等への農地集積・集約の加速化による農業経営発展の後押しや集落営農組織の育成、生産性・品質向上に向けたICT等の活用による高度管理技術の導入や革新的技術等の導入による経営・技術改善を進める普及指導活動を展開するとともに、新規就農者に対して、就農後の定着に向けた栽培技術支援及び経営管理等の普及指導活動を展開します。

また、若者や女性のほか企業等多様な主体が活躍できるよう、地域や農業経営体等の受入体制等を整備する普及指導活動を進めます。

(3) 地域の特性を活かした農村の振興と多面的機能の維持発揮に向けて

農村の価値を高め、農業を維持発展するため、農村の機能が十分に発揮されていくよう、地域の特性を活かした農村の活性化支援を行うとともに、市町や地域住民等の自主的な取組による獣害に強い集落の育成にむけた普及指導活動を展開します。

また、中山間地域等条件不利地域の課題に応じた対策や、農村における雇用の創出、多面的機能を維持増進する活動等を支援する普及指導活動を進めます。

(4) 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に向けて

消費者の多様化する期待にこたえる価値を新たに創出するため、6次産業化や農商工連携を進めるなかで、地域資源の特徴を生かした競争力のある農産物や加工品開発の支援、ブランド育成等を図る普及指導活動を展開します。

また、農村地域団体等の主体的な環境保全活動や学校教育と連携した食育等の取組に対する普及指導活動を進めます。

2 課題の設定

課題の設定にあたっては、県、市町、先進的な農業者、関係団体等の担う役割を整理しつつ、内部評価と多様な視点による外部評価の意見を踏まえ、農業者や農村のニーズに応じた内容となるよう努めます。

さらに、県の農業及び農村を取り巻く状況に応じて、緊急的かつ重要な課題に対してはプロジェクト課題化し積極的に取り組むこととします。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 農業改良普及センターの設置

普及指導員の活動拠点として、県内全域を管轄する中央農業改良普及センター及び地域に区分して管轄する地域農業改良普及センター（いずれも農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして設置するもので、以下それぞれ「中央普及センター」、「地域普及センター」という。）を設置します。

なお、中央普及センターは、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応する農業革新支援センターの機能を合わせて担うものとします。

2 普及指導員の配置に対する考え方

(1) 普及指導員の専門項目

高度かつ多様なニーズに対応すべく、実務や計画的な研修等を通じて普及指導員が研鑽を積み、習得すべき専門技術分野を専門項目として、「水田農業」、「野菜」、「茶」、「果樹」、「花き花木」、「畜産」、「生産環境」、「経営管理」、「就農者育成」、「6次産業化」、「獣害」と定めます。

(2) 普及指導員の配置

中央普及センター及び地域普及センターの機能に応じ、地域の農業事情や職員の経験年数及び在任期間等に配慮するとともに、人材育成及び任用資格を有する者の計画的な確保を図るべく、適正に普及指導員を配置します。

① 中央普及センター

中央普及センターは、県内全域を担当し、普及指導活動の総合的な企画調整と資質向上等の支援を行う普及指導員及び専門項目を担当する普及指導員を配置します。

また、緊急かつ重要な課題をプロジェクト課題として位置づけ、解決に向けた普及指導活動に専念する普及指導員を配置します。

② 地域普及センター

地域の農業情勢や特性に応じた地域農業の推進と担い手育成を主眼とする普及指導活動を行う普及指導員及び専門項目を担当する普及指導員を配置します。

3 農業革新支援専門員の配置に対する考え方

普及指導員の中でも高度な専門性を有する農業革新支援専門員(以下、「専門員」という)を中央普及センター(農業革新支援センター)に適正に配置します。なお、専門員の専門項目は、「普及企画」、「水田農業」、「野菜」、「茶」、「果樹」、「花き花木」、「畜産」、「生産環境」、「経営管理」、「就農者育成」、「6次産業化」、「獣害」と定めます。

専門員は、普及指導活動の総括、普及指導員の指導、先進的な農業者等からの個別相談・支援対応、研究・教育・行政等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題及び人材育成への対応等を担います。

なお、専門員は、普及指導員の任用資格を有する者の中から原則として次に掲げる要件を満たす者から選定します。

- (1) 専門分野に関する高い知見や関係機関との調整力があること。
- (2) 普及指導センターにおける普及指導、試験研究機関における研究、県庁等における行政、農業大学校における教育の経験等が通算して10年以上あり、そのうち普及指導活動の経験が5年以上あること。

4 効率的・効果的な普及指導活動の体制

(1) 中央普及センター

① 普及企画室

普及事業全体の企画調整及び普及指導員の資質向上にかかる研修、プロジェクト課題の推進を行うとともに、「水田農業」「野菜」「獣害」「生産環境」「経営管理」

「就農者育成」「6次産業化」等に関する共通課題の活動推進にあたります。また、担当する専門項目について、地域普及センターへ活動支援を行います。

② 専門技術室

関係機関及び地域普及センターと連携しながら、広域作目の「茶」「果樹」「花き花木」「畜産」の振興に向けた技術的・経営的課題の解決、農村地域団体等に対する地域活性化支援等、県域での重点的な普及指導活動を展開します。

(2) 地域普及センター

地域普及センターは地域での普及指導活動推進、水田農業・野菜部門を主とした産地・経営体支援、農村地域団体等に対する地域活性化支援を行います。地域普及センターは、下記の2課体制を基本とします。ただし、地域農業の特殊性や業務量等に配慮し、課を越えた柔軟なチーム編成により活動を展開します。

① 普及1課

水田農業の経営基盤強化や野菜産地の構造改革、獣害対策推進等、地域農業振興における課題解決に取り組みます。

② 普及2課

新規就農者の確保・育成や意欲ある農業経営体の経営発展支援、6次産業化の推進等、担い手育成上の課題解決に取り組みます。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 人材育成計画

農業現場では技術・経営の多様化・高度化が進み、そのニーズに対応できる人材の確保を図るため、普及指導員の資質を継続的に向上させる人材育成計画を策定します。人材育成計画は実施方針の内容を補完するものとして、(1) 策定の趣旨、(2) 目指すべき人材像、(3) 求められる資質、(4) 人材育成に向けた取組方針、(5) 人材育成の推進体制、の項目をその内容とします。

なお、人材育成計画は、情勢を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能を発揮するため、農業及び経営に関する高度な知識及び技術並びに普及指導活動の手法について、全ての普及指導員が備える基本的な資質として計画的かつ継続的な習得を図ります。特に、本県の実情に応じた課題に関する高度な知識及び技術並びに普及指導活動手法の習得を図ります。

なお、過去に実施された調査研究等で作成された各種普及関係手引き等の内容を参考に継続的な研鑽を進めます。また、民間活力の活用促進や研究開発への参画等の新たな活動に対応できるように研鑽に努めます。

専門員を担う者に対しては、より高度な知識及び技術並びに普及指導活動手法の習得のみならず、普及指導活動の総括や農政推進のため、関係部局との調整能力等の習得を進めます。

3 資質向上の方法

国との役割分担を踏まえて、国が策定する研修体系及び第4の1に示す人材育成計画に基づき、普及指導活動の課題等に対して、普及指導員の各能力の確立期における研修計画を策定し、集合研修やOJT等を実施します。また、国及び地域ブロックが実施する研修へ派遣するとともに、その内容を本県研修等へ活用し、研修効果を波及させます。

(1) 研修体系

普及指導員の各能力の確立期における研修体系は人材育成計画に示します。

(2) 研修の計画的な実施

人材育成計画等に基づき、専門員が中心となり、毎年度の研修実施計画を策定し、研修を計画的に実施します。なお、研修実施計画策定に当たっては、県の普及指導活動の課題を踏まえると同時に、普及指導員の研修に対するニーズ、前年度に実施した研修の有効性等の把握とその反映ができるPDCAサイクルにより研修の向上を図ります。

(3) 研修の方法

目的及び対象者に応じて、集合研修のほか、OJT、派遣研修等を実施します。ま

た、研修の実施に当たっては、ICT等の効果的な活用を検討します。

なお、国等の研修に派遣された普及指導員に対して、その研修内容を所内会議、担当者会議で報告させ、他の普及指導員への情報伝達など、全体の資質向上を図ります。

(4) 留意事項

① 多様な者との連携

研修の計画策定及び実施に当たっては、幅広い専門的な知識及び技術を習得できるよう、先進的な経営を実践している農業者、試験研究機関、大学、民間企業、専門家等の多様な者と連携することに努めます。

② 専門員の育成

研修の実施はもとより、普及指導活動の総括及び調査研究のコーディネート並びに全県的・全国的な農政推進に資する広い視野をもった専門員を育成することに努めます。

③ 普及指導員の自主的な資質向上

県が行う職員研修の受講や学会への参画等の継続的な自己研鑽や普及指導活動に資する資格取得など、普及指導員の自主的な資質向上に向けた取組を進めます。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 農業支援の充実・強化

(1) 普及指導活動対象の重点化

効率的、効果的な普及指導活動を行うため、取組の必要性・緊急性、各地域の状況等を踏まえて課題と対象を選定し、重点的に活動を展開します。

① 農業経営の発展に意欲的な農業経営体

認定農業者をはじめとする意欲的な農業者及び組織経営体、意欲ある新規就農者及び就農希望者、農業へ参入しようとする法人等に対し農業経営の基盤づくりや改善・発展に関する取組を支援します。

② 農業及び農村の活性化に主体的に取り組もうとする集団

地域農業を持続的に発展させる仕組みづくりや産地の構造的な改革、地域資源を活用した「もうかる農業」など、農業及び農村の活性化に、主体的かつ計画的に取り組もうとする農村地域団体等を支援します。

(2) 研究開発への積極的な参加

県農業研究所、畜産研究所の開発した技術や品種の現場導入、実用普及に向けた活動を進めるため、技術開発段階から課題提案、情報提供、生産現場での実証研究などに参加・協力して取り組みます。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が開発した品種及び栽培技術等について、本県農業に適応する技術の組立に取り組みます。

また、農商工連携・6次産業化の推進について、農業者等の実情や要望を工業研究所等へつなげるとともに加工技術等の開発・研究の参画に努めます。

(3) プロジェクト活動

① プロジェクト活動計画

農業者や農村地域団体等の抱える課題の中で、優先して解決すべき重要な課題について、明確な到達点と到達時期を設定した活動計画をプロジェクト活動計画とし、市町、関係団体、研究機関及び民間との連携体制を整え、農業者等と課題解決に取り組めます。

また、プロジェクト活動計画の推進について、専らその課題に取り組む人員を配置するとともに、必要に応じて補助事業等の活用を行います。その成果について、実績及び活動の評価、課題の見直しなどを行い、効率的な普及指導活動を進めます。

② 重点プロジェクト計画

新技術の導入や民間活力を活用し、地域農業の生産面・流通面の革新を進めます。

専門員を中心に、補助事業化や行政部局、研究機関等と連携した推進体制、活動計画を策定して取り組みます。

(4) 公的機関が担うべき分野の取組強化

「条例」では、県の責務、農業者等の役割、県民の役割を定め、それぞれの役割に応じ、農業・農村の活性化の取組を進めているところです。県は農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを責務としています。

公的な立場である普及指導員が行うものと民間等に任せるものを俯瞰しつつ、農業者、就農希望者等の技術及び経営支援による担い手育成確保、地域農業を維持する仕組みづくり、農村活性化取組などの地域合意を促す活動など、公的機関が担うべき分野の取組を充実強化します。

なお、農業者等及び市町等の関係機関と連携、協働することで、総合力を発揮することに留意します。

(5) 民間活力の活用推進

資材・機械に関する情報や流通・加工に関する知識など、民間事業者の持つ最新かつ専門的なノウハウの中には、農業者の経営改善や産地の強化・発展に有効なものが多くあります。専門員が中心となり、こうした民間事業者との情報交換に努めるなど、民間活力の活用を積極的に進め、農業者等の支援活動に取り組みます。

(6) 調査研究の実施及びその成果の活用

普及指導員は、普及指導活動を行うなかで感じた疑問や現場で検証すべき課題などについて、データ収集・分析などの調査研究を行います。調査研究は、個々又はチームで専門員や所属長などの助言を得て取り組むとともに、その成果を一元的に集約・共有し、普及指導活動に役立てます。

(7) 先進的な農業者とのパートナーシップの構築

先進的な農業者等の持つ経験や技術を学び、また、その分析、データ化などにより、地域農業振興に普及可能な技術確立を進めます。

また、県が認定する指導農業士、青年農業士、農村女性アドバイザー、就農サポートリーダーと協働して新規就農者の育成・定着支援、青年農業者及び女性農業者の育成を図ります。

(8) ICTを活用した普及指導活動の展開

農業者等への指導の迅速化や情報共有による効果的な普及指導活動、現場指導力の強化を目指して、ICTの導入を検討し、農業者等との情報共有等の利活用や現場での課題解決への活用方法の確立を進めます。

(9) 都道府県間の連携

新たな食料・農業・農村基本計画に掲げる食料自給率目標や食料の安定供給の確保を実現するには、必要な技術の広域的な普及が重要です。新技術や品種などの都道府県域を超えて導入・普及が進められている品目もあり、産地間・都道府県間の技術交換、先進事例や情報の共有を進めながら、効果的な普及指導活動に取り組みます。

(10) 農業大学校との連携による農業者の育成・強化

本県農業大学校卒業生に占める就農比率は全国より高く、同大学校では新規就農者を重点対象とした短期研修を拡充し、県内大学と教育研究交流に関する協定を締結するなど、後継者育成の取組強化を図っていることから、今後も専門員、普及指導員も協力して同大学校講義・実習等を積極的に実施し、本県農業の担い手育成の強化を図っていきます。

2 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及指導計画の策定

効果的な普及指導活動を行うため、平成27年から平成30年の4ヶ年の普及活動基本計画及び年度毎の普及活動計画を策定し活動を展開します。

普及指導計画は、専門員を中心に策定し、地域普及センターと連携して進捗管理を行います。計画を立案・作成する過程において、課題や解決方法、活動内容について担当者会議等で検討・整理し、効果的な活動が実施できるよう、計画策定に努め、活動結果の検証と改善を行い、計画目標の達成を目指します。

(2) 外部評価の実施と普及指導活動計画の改善等

学識経験者や民間企業及び農業者・消費者代表などの第三者も含めた有識者から、普及指導計画の成果、普及指導活動の内容等について、評価や助言などを受け、その結果を普及事業及び普及活動計画の実施に反映させる仕組みとして外部

評価を実施します。

(3) 研修教育の充実強化

① 農業大学校における研修教育

将来の三重県農業・農村を担う優れた農業者の育成を行う農業教育と、農業経営の発展段階に応じた農業者等に対する研修を行う拠点的な研修教育施設としての役割を果たすため、養成課程、研修課程それぞれについて実践教育を一層充実します。

(7) 養成課程の充実

三重県農業の特徴を踏まえたコースを基本に、理論と実践とのバランスの取れた実践中心の教育を行うとともに、農業分野における技術革新や情報化、国際化に対応できる時代のニーズに対応したカリキュラムを充実します。

(4) 研修課程の充実

U・Iターン等の新規就農者の受入体制を強化するため、産学官連携により、農業大学校を核とした雇用就農者も含めた就農後5年目までの新規就農者を重点対象とする研修過程を充実します。

(6) 就農定着支援の強化

農業大学生の就農定着支援対策のため、農業大学校内に就農支援担当者を設け、農業法人等からは求人情報を収集し、一方、農業大学生へは求人情報の提供を行うなど、卒業後の農業法人等への就業が円滑となるよう支援を行います。

さらには、独立自営就農を目指すものには、中央普及センター、地域普及センター、農業研究所、畜産研究所等との連携を一層進め、就農後の経営が円滑に進むよう支援を行います。

(E) 外部評価の実施

外部評価は、養成課程、研修課程それぞれについて就農者の増加や農業者の経営発展に資する研修教育であるかどうかについて、先進的な農業者等による評価を行います。

また、農業大学校のPRや募集活動、就農支援活動、指導者の資質向上の取組等についても評価を行います。

外部評価の結果は翌年以降の教育計画に反映し、研修教育の内容等の改善を行います。

なお、以上のような研修教育施設としての機能を十分発揮するために、中央普及センター、地域普及センター、農業研究所、畜産研究所との連携を一層進めていきます。また、農業高校の生徒の将来の就農に向けて、進学や就農等の情報に関して連携強化を図っていくように努めます。

第6 その他協同農業普及事業に関連する事項

海外からの技術協力等の要請に応えるとともに、海外からの研修生等の受入に協力します。また、海外の技術協力プロジェクト等への普及指導員の派遣、普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供等へ協力します。